

くまもと医工連携推進ネットワーク ドイツ医療・福祉ビジネスミッション事業参加補助金交付要項

制定 令和元年7月22日くまもと医工連携推進ネットワーク事務局長決裁

(目的)

第1条 この要項は、くまもと医工連携推進ネットワークが共催するドイツ医療・福祉ビジネスミッション事業へくまもと医工連携推進ネットワーク会員（以下、会員）が参加する際、必要な経費の一部を補助することにより、会員の医療・福祉関連における外国市場への新たな参入を支援し、販路拡大を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この要項において、補助の対象となるもの（以下「助成対象者」という。）とは、ドイツ医療・福祉ビジネスミッション事業に参加する会員企業とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、くまもと医工連携推進ネットワークが年度内に共催するドイツ医療・福祉ビジネスミッション事業である。

(補助額)

第4条 補助金の額については、別表に定めるところにより算定した額を基礎として、予算の範囲内で定めることとする。

(補助金の利用)

第5条 補助金の交付は、1対象年度において、1助成対象者につき1回限り受けることができるものとする。

(事業計画書の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、くまもと医工連携推進ネットワークドイツ医療・福祉ビジネスミッション事業参加補助金計画書（様式第1号）に必要な書類を添付し、くまもと医工連携推進ネットワーク事務局長（以下事務局長）に提出しなければならない。

(審査及び補助事業の採択)

第7条 事務局長は、前条に規定する計画書を受理したときは、その内容を審査するものとする。

2 前項に定める審査は、次の基準により行うものとする。

(1) 参加企業の製品・商品に技術力が認められ、市場価値があるもの。

(2) 参加目的が明確で、その後の外国市場への参入及び販路拡大が見込まれること。

3 審査について事務局は、申請書受理の順番にて行うこととし、予算の範囲内で採択数を決定するものとする。

(補助金の交付決定)

第8条 事務局長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、補助金の交付を決定し、くまもと医工連携推進ネットワークドイツ医療・福祉ビジネスミッション事業参加補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(計画の変更)

第9条 前条に基づき通知を受けたものが、その事業内容を変更したときは、遅滞なくくまもと医工連携推進ネットワークドイツ医療・福祉ビジネスミッション事業参加補助金計画変更申請書（様式第3号）を事務局長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(補助金の交付取消・変更)

第10条 事務局長は、前条に規定する計画変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、第8条に基づき行った交付決定を取り消し、又は変更し、くまもと医工連携推進ネットワークドイツ医療・福祉ビジネスミッション事業参加補助金交付取消・変更決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定を受けたものは、補助対象事業の完了後、速やかにくまもと医工連携推進ネットワークドイツ医療・福祉ビジネスミッション事業参加補助金完了実績報告書（様式第5号）に必要な書類を添付して、事務局長に提出しなければならない。

(補助金の交付確定)

第12条 事務局長は、前条に規定する実績報告書を受理し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、くまもと医

工連携推進ネットワークドイツ医療・福祉ビジネスミッション事業参加補助金交付確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 前条に規定する通知書を受けたものは、速やかに当該通知書に係る請求書（様式第7号）を事務局長に提出しなければならない。

2 事務局長は、前項の請求書を受理した場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第14条 事務局長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請をして補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金を使用する以前に補助金を受けた団体等が解散したとき。
- (4) この要項に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事務局長が不相当と認めたとき。

附 則

この要項は、令和元年7月22日から適用する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	航空費、現地宿泊費
補助率	1/2以下
限度額	1助成対象者20万円以下

※算出される額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を補助金の額とする。

様式第1号(第6条関係)

くまもと医工連携推進ネットワークドイツ医療・福祉ビジネスミッション事業参加補助金交付申請書

年 月 日

くまもと医工連携推進ネットワーク
一般社団法人熊本県工業連合会
事務局長 富永 好三 様

住 所
申請者 企業名
(団体名)
代表者 ㊦

くまもと医工連携推進ネットワークドイツ医療・福祉ビジネスミッション事業参加補助金交付要項第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助対象事業費 円
- 2 補助金額 円
- 3 添付資料
 - (1) 事業計画書
 - (2) 事業収支予算書
 - (3) その他事務局長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

くまもと医工連携推進ネットワークドイツ医療・福祉ビジネスミッション事業参加補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

くまもと医工連携推進ネットワーク
一般社団法人熊本県工業連合会
事務局長 富永 好三

年 月 日付で申請のあった 年度くまもと医工連携推進ネットワークドイツ医療・福祉ビジネス
ミッション事業参加補助金の交付について、くまもと医工連携推進ネットワークドイツ医療・福祉ビジネスミ
ッション事業参加補助金交付要項第8条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補助対象事業費 円
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助金は、事業完了後、確定された金額を請求により交付する。
- 4 交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助事業に要する予算を変更し、又は補助事業の内容を変更しようとするときは、事務局長の承諾を受けなければならない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事務局長の承諾を受けなければならない。
 - (3) 補助事業完了後、遅延なく事業完了実績報告書に必要な書類を添付して事務局長に報告しなければならない。
- 5 補助条件に違反したとき、又は不正行為がなされたとき、その他事務局長が補助を不相当と認めるときは、補助を取消し、若しくは補助決定額を減じ、既に交付されたものについては、返還を命ずることがある。
- 6 補助額については、事業完了実績報告に基づき確定となる。

様式第3号 (第9条関係)

くまもと医工連携推進ネットワークドイツ医療・福祉ビジネスミッション事業参加補助金計画変更申請書

年 月 日

くまもと医工連携推進ネットワーク
一般社団法人熊本県工業連合会
事務局長 富永 好三 様

住 所
申請者 企業名
(団体名)
代表者 ㊦

年 月 日付けで助成金の交付決定を受けた事業にかかる補助金について下記のとおり計画変更したので、ご承認願います。

記

1 計画変更の内容

2 計画変更の理由

3 計画変更後の補助対象事業費 円

4 計画変更後の補助金額 円

5 添付書類

- (1) 補助金の計画変更内容の基礎となる資料(事業計画書・事業収支予算書等)
- (2) その他事務局長が必要と認める書類 (交付決定通知書写等)

様式第4号（第10条関係）

くまもと医工連携推進ネットワークドイツ医療・福祉ビジネスミッション事業参加補助金交付取消・変更決定通知書

第 号
年 月 日

様

くまもと医工連携推進ネットワーク
一般社団法人熊本県工業連合会
事務局長 富永 好三

年 月 日付で計画変更申請のあった 年度くまもと医工連携推進ネットワークドイツ医療・福祉ビジネスミッション事業参加補助金補助金の交付について、下記のとおり取消・変更したので通知します。

記

- 1 補助対象事業費 円
- 2 補助金交付変更決定額 円
- 3 取消・変更の理由

4 補助金は、事業完了後、確定された金額を請求により交付する。 **3 事業報告**

様式第5号(第11条関係)

くまもと医工連携推進ネットワークドイツ医療・福祉ビジネスミッション事業参加補助金完了実績報告書

年 月 日

くまもと医工連携推進ネットワーク
一般社団法人熊本県工業連合会
事務局長 富永 好三 様

住 所
申請者 企業名
(団体名)
代表者 ㊦

年 月 日付けで補助金の交付決定を受けた下記事業が完了したので、くまもと医工連携推進ネットワークドイツ医療・福祉ビジネスミッション事業参加補助金補助金交付要項第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 添付資料

- (1) 事業実施報告書
- (2) 事業収支決算書
- (3) 商談結果調査票
- (4) プレゼン資料、写真等
- (5) 支出を証する書類(写し)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、事務局長が必要と認める書類

様式第6号(第12条関係)

くまもと医工連携推進ネットワークドイツ医療・福祉ビジネスミッション事業参加補助金交付確定通知書

年 月 日

様

くまもと医工連携推進ネットワーク
一般社団法人熊本県工業連合会
事務局長 富永 好三

年 月 日付けで通知したくまもと医工連携推進ネットワークドイツ医療・福祉ビジネスミッション事業参加補助金交付要項に基づく補助事業に対する補助金については、くまもと医工連携推進ネットワークドイツ医療・福祉ビジネスミッション事業参加補助金交付要項第12条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

補助金交付確定額

円

様式第7号 (第13条関係)

くまもと医工連携推進ネットワークドイツ医療・福祉ビジネスミッション事業参加補助金交付請求書

令和元年 年 月 日付けで確定の通知があったドイツ医療・福祉ビジネスミッション事業参加補助金として、下記の金額を交付されるよう、くまもと医工連携推進ネットワーク補助金交付規則第16条及びくまもと医工連携推進ネットワークドイツ医療・福祉ビジネスミッション事業参加補助金交付要項の規定により関係書類を添えて請求します。

記

請求額 金 _____ 円

口座振替払	金融機関名	〇〇銀行〇〇支店
	預金種目	1 普通 2 当座
	口座番号	
	口座名義	
直接払		
送金払		

令和 年 月 日

住所

氏名又は名称

印

くまもと医工連携推進ネットワーク
一般社団法人熊本県工業連合会
事務局長 富永 好三 様